

事前登録

南アルプス市では、病児・病後児保育の利用を希望する場合、年1回の事前登録が必要です。
また、緊急の場合は利用と同時の登録も可能です。病後児保育室つぼみへご相談ください。

・申込書類配布場所・提出場所
市役所子育て支援課、病後児保育室つぼみ、市内保育所・幼稚園・認定こども園

・提出期限

申込は随時受け付けています

・提出するもの

・病児(病後児)保育事業利用登録書…(様式1)

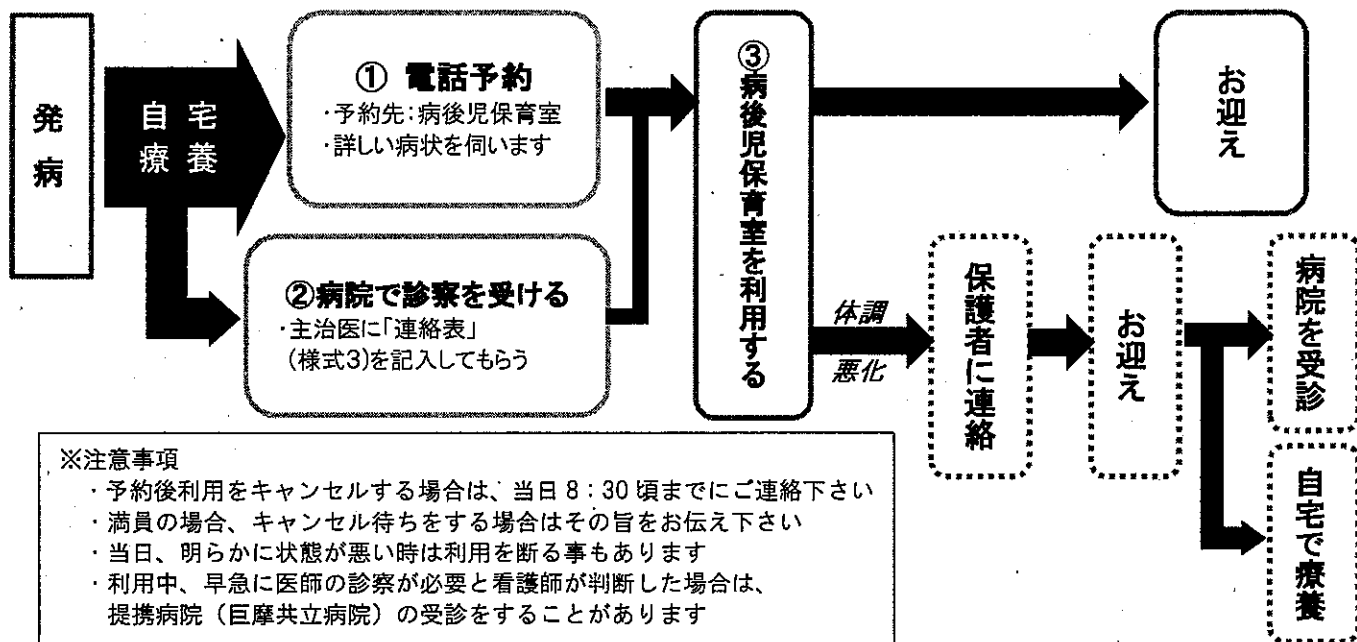
・保護者(父、母)の所得課税証明書

※ただし、必要となるのは下記に該当する方のみです。

H30年4月～H30年8月の利用時:H29年1月1日現在市内に住民票がなかった方(H29年度分)

H30年9月～H31年3月の利用時:H30年1月1日現在市内に住民票がなかった方(H30年度分)

実際に利用するには



NEW 平成30年4月より利用登録申請をされた方には、南アルプス市役所または病後児保育室つぼみにて「病児(病後児)保育事業利用登録書 受付済み(写)」をお渡します。県内の他施設を利用するためには「病児(病後児)保育事業利用登録書 受付済み(写)」を持参する必要があります。ただし、市町村によっては別途登録用紙の記入をお願いされる場合もありますので、詳しくは各施設へお問い合わせください。

当日の持ち物

必ず持参するもの

- ・健康保険証・子ども医療費受給者証のコピー
- ・利用料
- ・「病後児保育利用申込書」(様式2)・「連絡表」(様式3)
- ・医師から処方された薬(ある場合)
- ・「病児(病後児)保育事業利用登録書 受付済み(写)」…市外で申請した方必須

必要に応じて持参するもの

- ・タオル類(バスタオル・おてふきタオルなど)
- ・紙おむつ・おしりふき
- ・エプロン・着替えなど

持ち物にはすべて名前を書いてください。

保育の内容

- ・専門の看護師・保育士がお預かりして病状・体調の変化等に注意しながら保育を行ないます
- ・食事は体調やアレルギーを考慮して対応いたします
- ・必要に応じて、保護者や提携病院と連絡を取りあい、病状の変化に対応します

NEW 連絡表(様式3)の様式が新しくなりました!
※連絡表の記入は料金がかかる場合があります。
詳しくはかかりつけ医にご確認ください。

